

今月の納税

町民税……………第4期  
国民健康保険税  
介護保険料 ……第5期  
後期高齢者医療保険料

納期限11月30日

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

お知らせします

遊休農地(耕作放棄地)の課税強化

対象となる農地

農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の農地が対象となります。

この協議勧告が行われるのは、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されません。

協議勧告が行われる前に実施される利用意向調査において、農地所有者が機構への貸付けの意思を表明した場合には、機構側の事情で貸付けが行われていなくても、勧告が行われることはありません。

※農地中間管理機構とは、農地集積、集約化を進める農地中間管理事業を行っており、群馬県では、公益財団法人群馬県農業公社が指定を受けて、農地の貸し借りを仲介しています。

課税強化の手法

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55(限界収益率)となっており、遊休農地については、0.55を乗じないこととなります。(結果として1.8倍となります。)

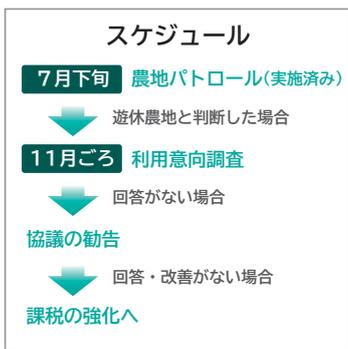
実施時期

平成29年から実施されます。具体的には、毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、初年度については、平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われることとなります。

▼問合せ先

農業委員会事務局

☎26・2280(直通)



国民年金保険料

納付額全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、自身の保険料だけではなく、配偶者や家族(お子さまなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、今年の1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

※10月1日から12月31日までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納めた人へは、翌年の2月上旬に送られます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

▼問合せ先

波川年金事務所 国民年金課

☎22・1607



教育委員会が新しい体制でスタートします  
新教育長に大沢清さん

教育長の大沢清さんが9月30日で任期満了となり、これに伴い9月定例議会で議会の同意を得て、10月1日付で新教育長に任命されました。

なお、教育委員長の武藤さゆりさんが同じく任期満了となり、大沢知子さんが議会の同意を得て、10月1日付で教育委員に就任されました。

これにより、新教育委員会制度に移行することになり、教育委員長を廃止し、大沢教育長が教育委員会の代表者になります。



新制度とは

これまでの教育長と教育委員長を一本化し、教育長の役割を明確にすることで、迅速な管理体制の構築や町長との連携の強化が図られます。



新教育長  
大沢清さん



新教育委員  
大沢知子さん

新しい教育委員会の体制は次のとおりです。

- 教育長 大沢 清
- 職務代理者 竹内 邦夫
- 教育委員 高田 友美
- 教育委員 小林 静弥
- 教育委員 大沢 知子

▼問合せ先

教育委員会事務局 学校教育教室  
☎ 26・2286 (直通)

宝くじ助成事業を活用して  
備品を購入しました

自治会では、「魅力あるコミュニティ助成事業」の助成金を受け、新たな備品を購入しました。これは、公益財団法人 群馬県市町村振興宝くじ（通称サマージャンボ宝くじ）によるものです。

それぞれが自治会運営などに必要となる一般・伝統芸能備品のコミュニティ行事・集会施設関連事業の整備を図り、今まで以上に充実した取り組みを目指します。

購入した備品は次のとおりです。

【小倉自治会】

宮太鼓・宮太鼓台・締太鼓・締太鼓台各1台、大鼓・小鼓各2台、5本調子笛5個、八木節傘20本、裃天・裃天帯各15着、ポータブルPAワイヤレスマイクシステム

【大久保寺下自治会】

イス50脚、イス用台車2台

【漆原東自治会】

エアコン1台

12月は  
議会議月

町議会を  
傍聴しませんか

傍聴はどなたでもできます。お気軽にお越しください。

12月定例会の予定

- 2日(金)開会日
- 6日(火)一般質問
- 7日(水)一般質問※
- 14日(水)最終日(討論、表決など)

※質問者が5人以下の場合、12月7日(水)は行いません。

議会  
本会議

インターネット  
中継します

本会議の様子をインターネットで生中継しています。パソコンやスマホなどで見ることが出来ます。

また、会議の日から4日後(土・日・祝日は除く)には、録画映像も閲覧できます。

※アクセス方法は「吉岡町議会」で検索。

▼問合せ先

議会事務局

☎ 26・2283 (直通)